

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見書（パブリックコメント）

全国青年司法書士協議会

会長 梅垣 晃一

東京都新宿区四谷 2-8 岡本ビル 505 号

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

E-mail info@zenseishi.com

URL <http://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2800名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、かねてより消費者トラブル・多重債務問題に関して被害回復・被害予防の取り組みを行っているが、「消費者基本計画工程表」改定素案について、以下の通り意見を述べる。

平成27年度に全国の消費生活センター等が受けた相談件数は、約95万5千件となっており、増加傾向にある。特に、高齢者が契約当事者である相談は、70歳以上の割合が全体の2割を超えており（国民生活センター 消費者生活年報2015）、高齢者の人口比率の増加以上に高齢者の相談割合は増えている状態である（平成27年版消費者白書）。今後も高齢者人口が増加していく現状において、高齢者の消費者保護の視点からの工程表への記載は不可欠である。

消費者契約法、特定商取引法については、現在改正法案が国会に上程され審議中である。改正法案が成立した後は、速やかに周知活動を行い、円滑な施行に向けた活動を行っていくことは勿論である。

1 施策番号3（1）②（50ページ）特定商取引法の見直しの項目に次期法改正に向けた検討内容として「事前拒否者への勧誘禁止」を明記するとともに、そのスケジュールを明記することが必要である。

今回の特定商取引法改正案においては、訪問販売・電話勧誘販売における事前拒否者への勧誘禁止（いわゆる不招請勧誘規制）については見送られている。高齢者の消費者被害の防止を行うには不可欠の規制であり、明確な検討課題とし、早期の実現に向けてスケジュールを策定すべきと考えられる。

2 施策番号3 (1) ④ (50ページ) 消費者契約法の見直しにおいて、検討課題を明記するとともに、そのスケジュールリングを示していくことが必要である。

消費者契約法については、改正に際し、「消費者契約法専門調査会報告書」において、今後の検討課題として今般の改正で見送られた事項も多数ある。これらの事項について、法改正に向けて積極的に検討していくことが消費者保護の観点から必要であると考えられる。そのため、本工程表では、内閣府消費者委員会の審議に対して、適切な協力を行うなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を行うというとしているが、工程表として定めるのであれば明確な次期目標が必要であると考えられる。

3 施策番号3 (1) ⑥ (51ページ) 高齢者、障害者の権利擁護の促進のために成年後見制度の活用すると同時に、真意に基づく取引については「自己決定権の尊重の観点から成年後見制度の見直しの検討」を明記するとともに、そのスケジュールリングを示していくことが必要である。

成年後見制度について、活用・周知を図ることは高齢者の消費者保護の観点からは重要なことであるが、他方において成年後見制度については被後見人の権利を制限することにより保護する側面を併せ持つため、施策番号4「消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成」を阻害するとも言える。この点、4月8日に成立した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の付帯決議でなされているように、「障害者権利条約第12条（法の前にひとしく認められる権利）の趣旨に沿って被後見人の自己決定権を最大限尊重する」という視点が不可欠であると考えられる。もちろん、高齢者を狙った悪質商法等は徹底して排除すべきであり、消費者として的高齢者の真意に基づく取引であるかをいかに判断し、尊重していくか、また、真意に基づかない取引を後見制度の活用を以て排除していくかといった双方の視点が必要である。

4 施策番号3 (2) ⑦ (74ページ) 決済代行業者の割賦販売法上の法的位置付けを明確化するとともに、決済代行業者に対しても加盟店調査義務を課す等により悪質加盟店の排除に向けた施策を講ずるべきである。

今や若年層だけではなく、高齢者が被害者となることも増えている詐欺的な出会い系サイト被害、連鎖販売取引等において、決済代行業者が介在することにより、違法性の疑いが強い加盟店との取引が可能になり、被害が拡大している事例が多くみられる。

消費者基本計画においても、「割賦販売法（昭和36年法律第159号）を適切に運用するとともに、関係事業者へ遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進める。さらに、産業構造審議会割賦販売小委員会での議論を踏まえ、健全なクレジット取引の推進のため、法令改正の必要性の検討も含め適切に対応を進める。その他、多様な決済手段に関連する消費者トラブルへの対応について検討し、必要な取組を推進する。」と

されており、これに対応する工程表にこの点の明記が必要であると考え。

決済代行業者や加盟店が海外に拠点を有するために被害回復が困難になる事例もあり、関係機関との調整により悪質加盟店の排除に向けた横断的な施策が必要であると考えられる。

また、高齢者消費者被害と並んで問題となっている若年層の消費者被害に関連して、昨年エステに付随する美容医療サービスに関するトラブルがマスコミでも取り上げられ、大きな社会問題となった。

5 施策番号2(2)⑤(40ページ)、3(2)⑫(76～77ページ)美容医療サービスに関するトラブルを防止するために特定継続的役務契約として規制の対象に加えるための特定商取引法施行令改正に向けてスケジュールを明記するとともに、併せて改正までの間の誇大広告の取り締まり、自主規制の強化、美容医療の問題点の消費者への周知などを徹底すべきである。

美容医療サービスについては、医師による医療行為であるとの判断から、中途解約の返金を受けられないなどの問題が発生しており、消費者委員会の答申を受けて特定継続的役務契約として規制の対象に加えるための特定商取引法施行令の改正に向けた検討が行われている。この点、今回の工程表改正案に記載があるが、改正に向けた具体的スケジュールを明記すべきである。

これに併せて、現に発生している美容医療に関するトラブルも多く、法改正前においても、誇大広告の取り締まり、自主規制の強化、美容医療の問題点消費者への周知（エステとの違いを注意喚起する等）などを徹底すべきである。